令和９年度任用
徳島市会計年度任用職員（調理員・フルタイム勤務）選考試験案内

令和８年１１月２４日

徳島市子ども未来部子ども保育課

徳島市立保育所等において、令和９年度に調理業務のほか清掃業務などに従事する会計年度任用職員（調理員・フルタイム勤務）の選考試験を次のとおり実施します。

申込受付期間	**令和８年１１月２４日（火）～令和８年１２月１１日（金）【必着】** **午前８時３０分～午後５時（土曜、日曜及び祝日を除く。）**
試　験　日	**令和８年１２月２０日（日）**

１　受験資格

任用期間を通じて職務に従事できる者。施設、飲食店等での調理実務経験を有する者。年齢、学歴は問いません。

［注意※重要］

１　受験資格を有する者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。（地方公務員法第１６条の規定に基づき）

(1)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2)　徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

(3)　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。

２　令和８年１２月２５日施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第６９号。以下、「こども性暴力防止法」という。）に基づく特定性犯罪の前科の有無に係る確認について

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、以下のとおり特定性犯罪の前科の有無を確認するための手続を実施します。

(1)　申込時

申込書の「令和８年１２月２５日施行の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第６９号）に基づく特定性犯罪の前科の有無に係る確認について」の欄にチェック（レ点）をいれてください。

(2)　採用内定後

ア　徳島市が、特定性犯罪の前科の有無をこども家庭庁経由で法務省に確認します。犯罪事実確認の結果、特定性犯罪の前科があることが判明した場合は、採用できません。

イ　採用内定者が、国に対して、こども性暴力防止法関連システムを通してこども性暴力防止法第３３条に定めのある書類等（戸籍抄本等）を提出します。提出が行われない場合、採用できません。

※なお、特定性犯罪の前科がない旨の申告があったものの、実際には特定性犯罪の前科があった場合、重要な経歴詐称として、合格者名簿の削除事由に該当することになります。

２　試験日、試験場及び合格発表

試験日	試験場	合格発表
令和８年１２月２０日（日） ※又は子ども保育課が指定する日	ふれあい健康館（徳島市沖浜東２丁目１６番地）	令和９年１月中旬、受験者に文書で通知します。

（注記）集合時間、試験時間、試験場等の詳細は、受験票にてお知らせします。

試験場において、スマートフォン、デジタルカメラ、IC レコーダー等による録画・録音行為を禁止します。録画・録音行為を行った場合や不正行為があった場合は、以後の受験を中止し、失格とする場合があります。

３　試験の方法及び内容

(1) 面接試験　　職務適性、対人関係能力等についての個別面接試験

４　受験手続等

(1) 申込方法

申込書に所要事項を記入し、写真を貼付の上、ふれあい健康館３階子ども保育課へ提出してください。郵便による申込みの場合は、封筒の表に「令和９年度任用会計年度任用職員（調理員・フルタイム勤務）申込」と朱書し、あて先を記入した返信用封筒（１１０円分の切手を貼った長形３号）を同封の上、必ず「簡易書留郵便」にしてください。

(2) 受験票

受付後、郵送により交付します。受験票は、試験当日に必ず持参してください。

５　合格から採用まで

(1) 選考試験の結果、合格者は令和１０年３月３１日までを登録期間とする合格者名簿に搭載されます。

(2) 合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用を行います。

(3) 合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。また、業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。

(4) 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格者名簿の削除事由に該当することになります。

(5) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

６　勤務条件等

任用期間	令和９年４月１日から令和１０年３月３１日まで ※勤務成績が良好な場合、令和１０年度以降も再度任用することがあります。 （任用初年度を含めた３年度を限度とします）
勤務時間	月曜～金曜 8:30～17:00（休憩 45 分）
週休日等	土曜日、日曜日。 ※国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から翌年１月３日までは休み
給与	月額 204,146 円～229,896 円（地域手当を含む） ※徳島市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて、給与月額を決定します。
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当、期末手当（６月・１２月）等が支給されます。（その他、一定の条件のもと、退職手当の支給があります。）
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（１年間に最大２０日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。

社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤上の災害については、労働者災害補償保険が適用されます。(連続する任用期間が通算して１年を超えた場合は、地方公務員災害補償制度が適用されます。)
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。 (服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限)
その他	給与支給日は毎月２０日。健康診断あり。

(注記) 採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

7　その他

(1) 提出された書類は、返還できません。

(2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報は、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。

【問い合わせ先】
徳島市子ども未来部子ども保育課
〒770-8053 徳島市沖浜東 2 丁目 16 番地
電話：088-621-5195（平日 8:30～17:00）